

農地の創出・再生支援事業実施要領

制定	平成30年3月30日29産労農振第2343号
改正	平成31年3月1日30産労農振第2439号
改正	令和2年3月17日31産労農振第2452号
改正	令和3年3月8日2産労農振第2740号

第1 趣旨

農地の創出・再生支援事業実施要綱（平成30年3月30日付29産労農振第2307号。以下「実施要綱」という。）に基づく農地の創出・再生支援事業は、実施要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施するものとする。

第2 対象地

1 創出支援

農業者所有の宅地等を農地として整備する場合に必要な支援を行い、積極的な優良農地の創出を図ることで農地の減少に歯止めをかける対象となる土地は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 区市町の都市計画と本事業の事業計画とが整合していること。
- (2) 市街化区域内であること。
- (3) 本事業により農地に整備後、8年間は農地の活用を継続する見込みがあり、義務付けに際し支障がなく、事業を実施する農業者が義務付けに同意していること。
- (4) 一地区当たり1a(100㎡)以上であること。
- (5) 農業者が所有している土地で農地以外の現況（宅地、雑種地等）であり、その農業者本人が事業を実施すること。
- (6) 生産緑地地区指定に支障がなく、事業を実施する農業者が同意していること。区市町は事業を完了した新たな農地を、生産緑地地区に指定するよう努めるものとする。

2 再生支援

市街化区域内において老木化した果樹等が貸借の妨げとなっている生産緑地及び市街化区域外の遊休・低利用農地を、農業者等が積極的に引き受けて農地を再生利用する取組を支援することにより、農地の維持確保及びその有効利用を図る農地は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく利用権の設定又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）若しくは都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）による貸借の手続き等を行ったか、行うことが見込まれる農地であること。
- (2) 市街化区域については、生産緑地法（昭和49年法律第68号）に基づき、区市町が生産緑地に指定した農地であること。ただし、令和4年に告示から30年を経過するものについては、特定生産緑地に指定する見込みがあること。
- (3) 市街化区域以外については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知）7の①の区分に該当する状態となっている（小笠原村は小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき農地整備事業が実施された農地を対象とした「農地有効利用基本調査」により遊休農地として区分された）農地等、又は、市町村において特に再生利用を必要とする農地のうち、人力・農業機械で草刈り・耕起・拔根・整地等を行

- うことにより直ちに耕作することが可能な農地であること。
- (4) 一地区当たり概ね 10a 以上であること。ただし、農地法第 3 条第 2 項第 5 項に基づき別段面積が設定されている、あるいは、近接した農地の規模拡大のための再生利用等、合理的な理由が認められる場合は、この限りでない。
 - (5) 当該農地について、事業を実施する農業者等が 5 年以上耕作することが見込まれており、義務付けに際し支障がなく、同意していること。

第 3 事業対象者

1 創出支援

事業が可能な農業者等は、事業対象地の所有者である農業者本人である。法人が事業を行う場合は、その法人が事業対象地を所有し、農業を定款により事業の一つと位置付けていることが条件である。出荷していない自給的農業者も該当するが、事業完了後は出荷を奨励する。

2 再生支援

事業が可能な農業者等は、以下のとおりである。

- (1) 認定農業者
- (2) 認定新規就農者
- (3) 知事が特に認めた者
知事が特に認めた者とは、次の者をいう。
 - ① 工事着工までに、農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けることが確実に見込まれる農業者
 - ② 市町村において今後育成しようとする新規就農者等
 - ③ 地方公共団体、その他法人

第 4 実施計画

1 創出支援

(1) 実施計画の内容

実施要綱第 4 の 1 の実施計画は次に掲げる事項を内容とし、別記様式 1 により策定するものとする。

- ① 区市町の農地の現状及び農地の創出に向けた取組方針
- ② 農業者等概要及び取組の内容
- ③ 添付資料

(2) 実施計画の承認申請

実施要綱第 4 の 2 の実施計画の承認申請は別記様式 2 により行うものとする。

(3) 実施計画の変更

実施要綱第 4 の 3 の変更は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、変更承認申請は別記様式 2 により行うものとする。

- ① 農業者等の変更
- ② 事業実施場所の変更
- ③ 事業費又は事業量の 30% を超える変更。なお、事業費とは都の補助事業費を、事業量とは対象の建物のコンクリート基礎又は対象土地の面積を指す。
- ④ その他、知事が特に必要と認める場合

2 再生支援

(1) 実施計画の内容

実施要綱第 4 の 1 の実施計画は次に掲げる事項を内容とし、別記様式 1 により策定するものとする。

- ① 遊休・低利用農地の解消や生産緑地の貸借推進に向けた取組方針
 - ② 農業者等概要及び取組の内容
 - ③ 農地再生のための事業計画
 - ④ 添付資料
- (2) 実施計画の承認申請
実施要綱第4の2の実施計画の承認申請は別記様式2により行うものとする。
- (3) 実施計画の変更
実施要綱第4の3の変更は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、変更承認申請は別記様式2により行うものとする。
- ① 農業者等の変更
 - ② 事業実施場所の変更
 - ③ 事業費又は事業量の30%を超える変更。なお、事業費とは都の補助事業費を、事業量とは対象農地の整備面積を指す。
 - ④ その他、知事が特に必要と認める場合

第5 補助対象経費

交付要綱別表で定める補助対象となる事業費は、次のものとする。

- 1 創出支援
 - (1) 調査費
 - (2) 撤去・運搬費
 - (3) 処分費
 - (4) 資材費
 - (5) 機械経費（リース代等）
 - (6) 工事雑費（保険料等）
 - (7) 労務費
- 2 再生支援
 - (1) 撤去・運搬費
 - (2) 処分費
 - (3) 資材費
 - (4) 機械経費（リース代等）
 - (5) 工事雑費（保険料等）
 - (6) 労務費

第6 事業の着工

事業の着工は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情により、事業の効果的な実施を図る上で交付決定前に着手する必要がある場合は、その理由を具体的に明記した「交付決定前着手届」（別記様式3）を知事に提出するものとする。

なお、その場合であっても、交付決定までのあらゆる損失等は農業者等の責任とすることを了解の上、行うものとする。

第7 完了報告

区市町村長は、本事業終了後、別記様式4により作成し、別記様式6により速やかに知事に報告するものとする。

第8 過年度事業の報告

- 1 区市町村長は、本事業の完了後、当該事業実施年度の翌年度以降の実績について5年間、別記様式5により年度別に作成し、別記様式6により、次年度の5月末日までに知事に報告するものとする。
- 2 1のほか、区市町村長は知事の求めに応じて本事業の実施状況を報告するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

附 則（平成30年3月30日29産労農振第2343号）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月 1日30産労農振第2439号）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 2年3月17日31産労農振第2452号）

この要領は、令和 2年4月1日から施行する。

附 則（令和 3年3月 8日 2産労農振第2740号）

この要領は、令和 3年4月1日から施行する。

年度農地の創出・再生支援事業実施計画書

区市町村名	
-------	--

年 月

【創出支援】

1 区市町の農地の現状及び農地の創出に向けた取組方針

(1) 農地の現状

(単位:ha)

区 分	農地面積	市街化区域以外		市街化区域		
		農業振興地域		その他	生産緑地	その他
		農用地	その他			
区市町						

(2) 農地の創出に向けた取組方針（区市町の生産緑地地区への指定要件との整合性等）

--

2 農業者等概要及び取組の内容

(1) 概要

No	氏名 住所	年 齢	現在の 経営面積 (a)	経営の現状 (主な栽培品目、出荷先、後 継者の有無など)	事業により 期待できる効果

※ 農業者等ごとに作成する。

※ 生産緑地地区への指定予定については必ず記載する。

(2) 事業実施場所

No	事業実施土地住所	地番	面積 (a)	現況 (宅地、駐車場等)	周辺状況 (隣接する農地、接する 道路の幅員、間口等)

※ ① 農業者等ごとに作成する。

② 面積 a(100 m²)は、小数点以下第2位(1 m²)まで記載し、小数点以下第3位は切り捨てる。

(3) 事業費概算

(単位：円)

No	項目	総事業費	補助対象経費 (A)+(B)+(C)			備考
			都費 (A)	区市町費 (B)	その他 (C)	
	調査費					
	工事費等					
	合計					

※ ① 農業者等ごとに作成する。

② 農業者等(以下「間接補助事業者」という。)において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額するものとする。

③ 総事業費と補助対象経費に差額がある場合には、その金額と負担先について備考欄に記載する。

(4) 創出農地の生産計画

No	栽培計画(品目・品種等)		生産予定		
			作付面積(a)	生産量(t)	販売額(千円)
	①				
	②				

※ ① 農業者等ごとに作成する。

② 作付面積には作物ごとの作付予定面積を記入する。

3 添付資料

- (1) 事業実施場所位置図(地区、実施場所を図示)
- (2) 写真(事業対象農地の概要が分かるような枚数の写真をA4版用紙に貼り付ける。)
- (3) 写真撮影位置図(A4版用紙に撮影位置図を記入する。)
- (4) 産業廃棄物処理費用を補助対象経費に含める場合は、それらの数量の見積書

【再生支援】

1 区市町村の農地の現状及び取組方針

(1) 農地の現状

(単位：ha)

区 分	農地面積	市街化区域以外			市街化区域	
		農業振興地域		その他	生産緑地	その他
		農用地	その他			
区市町村						
うち、遊休・ 低利用農地						

(2) 遊休・低利用農地の解消や生産緑地の貸借推進に向けた取組方針

--

2 農業者等概要及び取組の内容

(1) 概要

No	氏名（年齢） 住 所	経営面積（a）	経営の現状	事業により期待できる効果

(2) 農地再生計画

No	実施場所 (利用権設定期間・貸借期間)		整備面積（a）	整備内容
	①	()		
	②	()		
	①	()		
	②	()		

※ 整備内容欄には、「障害物の除去」「深耕」「整地」等の作業内容が分かるように記入する。
また、実施要領第2の2の(3)のただし書による農地の場合は、その旨を記入する。

3 農地再生のための事業計画

(1) 事業費概算

(単位：円)

No	総事業費	補助対象 経費 (A)+(B)+(C)	補助対象			備考
			都費 (A)	区市町費 (B)	その他 (C)	
合計						

※ ① 農業者等ごとに作成する。

② 農業者等(以下「間接補助事業者」という。)において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額するものとする。

③ 総事業費と補助対象経費に差額がある場合には、その金額と負担先について備考欄に記載する。

(2) 生産計画

No	栽培計画 (品目・品種等)	生産予定		
		作付面積 (a)	生産量 (t)	販売額 (千円)
①				
②				

※ 作付面積には作物ごとの作付予定面積を記入する。

4 添付資料

(1) 事業実施場所位置図 (地区、実施場所を図示)

(2) 写真 (事業対象農地の概要が分かるような枚数の写真を A 4 版用紙に貼り付ける。)

(3) 写真撮影位置図 (A 4 版用紙に撮影位置図を記入する。)

(4) 産業廃棄物処理費用を補助対象経費に含める場合は、それらの数量の見積書

別記様式2（第4関係）

（番 号）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（区市町村長）
（氏 名）

年度農地の創出・再生支援事業実施計画承認（変更承認）申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地の創出・再生支援事業実施要綱第4の2（変更の場合は3）により、実施計画の承認（変更承認）について関係書類を添えて申請します。

東 京 都 知 事 殿

（区市町村長）

年度農地の創出・再生支援事業補助金交付決定前着手届

農地の創出・再生支援事業実施要領第6の規定に基づき、 年 月 日付
第 号で承認を受けた事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了解の上、交付
決定前に着手することとしたのでよろしくお願ひします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、農業者等が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

支援別	事業内容	総事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
		円	うち都費 円			
創出 ・ 再生		円	円			

※ 創出支援、再生支援別に○をつける。

農地の創出・再生支援事業完了報告書 (事業実施年度分)

実施年度	農業者等名
年度	

区市町村名	
-------	--

年 月

【創出支援】

1 区市町の当該地域における農業の動き

営農改善状況

2 農地創出した農業者等の取組実績

(1) 農業者等の活動状況

No	氏名 住所	年齢	現在の 経営面積 (a)	経営の現状 (主な栽培品目、出荷先、後 継者の有無など)	事業による改善効果

※ 農業者等ごとに作成する。

※ 生産緑地地区への指定予定については必ず記載する。

(2) 事業実施場所

No	事業実施土地住所	地番	面積 (a)

※ ① 農業者等ごとに作成する。

② 面積 a(100 m²)は、小数点以下第2位(1 m²)まで記載し、小数点以下第3位は切り捨てる。

(3) 農地創出に要した費用

(単位：円)

No	項目	総事業費	補助対象 経費 (A)+(B)+(C)	補助対象			備考
				都費 (A)	区市町費 (B)	その他 (C)	
	調査費						
	工事費等						
	合計						

※ ① 農業者等ごとに作成する。

② 農業者等(以下「間接補助事業者」という。)において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額するものとする。

③ 総事業費と補助対象経費に差額がある場合には、その金額と負担先について備考欄に記載する。

3 産業廃棄物運搬・処理業者

No	商号	代表者名	住所	許可番号・ 登録番号	種別(収集運 搬業・処分量)	許可又は登録 の有効期限
						年 月 日

※ 産業廃棄物処理費用を補助対象経費に含める場合に記載する。

4 別添資料

- (1) 写真整理帳(農業者等毎・ほ場番号毎に整理し、別添参考様式により作成)
- (2) 建物を解体した場合は、建築基準法第15条第1項に規定する除却届(受付印が入った副本)の写し
- (3) 撤去物が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の分別解体等及び再資源化が義務付けされるコンクリート、アスファルト撤去に該当した場合は、同法第18条第1項の再資源化等の完了の確認報告書の写し
- (4) 産業廃棄物処理費用を補助対象経費に含める場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条の3に定める「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」のA票の写し、又は同法第12条の5により公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの電子マニフェストを活用している場合は、「新規登録画面」を出力したもの
- (5) 上記(4)において、実績報告書提出時に「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」のE票が工事元請業者に戻っている場合はE票の写し。又は処分業者が公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの電子マニフェストを活用している場合、処分業者が「最終処分終了報告」登録してある場合はそれを出力したものを、併せて提出する。

【再生支援】

1 区市町村及び当該地域における農業の動き

遊休・低利用農地解消や生産緑地の貸借推進への取組状況と営農改善状況

2 再生整備した農業者等の取組実績

(1) 農業者等の活動状況

No	氏名(年齢) 住所	経営面積	事業による改善効果

(2) 農地活用状況

No	実施場所 (利用権設定期間・貸借期間(始 期・終期))	整備面積(a)	活用状況
	① (~)		
	② (~)		
	① (~)		
	② (~)		

3 農地再生に要した費用

(単位:円)

No	総事業費	補助対象経費 (A)+(B)+(C)			備考
		都費 (A)	区市町費 (B)	その他 (C)	
合計					

※ ① 農業者等名別に作成する。

② 農業者等(以下「間接補助事業者」という。)において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額するものとする。

③ 総事業費と補助対象経費に差額がある場合には、その金額と負担先について備考欄に記載する。

4 産業廃棄物運搬・処理業者

No	商号	代表者名	住所	許可番号・ 登録番号	種別(収集運 搬業・処分業)	許可又は登録 の有効期限
						年 月 日

※ 産業廃棄物処理費用を補助対象経費に含める場合に記載する。

5 別添資料

(1) 写真整理帳(農業者等ごと・ほ場番号ごとに整理し、別添参考様式により作成)

(2) 産業廃棄物処理費用を補助対象経費に含める場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3に定める「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」のA票の写し、又は同法第12条の5により公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの電子マニフェストを活用している場合は、「新規登録画面」を出力したもの

(3) 上記(2)において、実績報告書提出時に「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」のE票が工事元請業者に戻っている場合はE票の写し。又は処分業者が公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの電子マニフェストを活用している場合、処分業者が「最終処分終了報告」登録してある場合はそれを出力したものを、併せて提出する。

別添参考様式【創出支援・再生支援共通】

写真整理帳

No	農業者等名		ほ場番号	
----	-------	--	------	--

< 事業実施前 >

①
実施前

②
実施前

< 事業完了後 > 事業が終了した、ほ場の状況

①
実施後

②
実施後

< 利用状況 > 栽培が開始された状況

①
利用状況

②
利用状況

※ ほ場における撮影位置・方向については、同じ数字の写真の撮影位置はすべて同じ位置から撮影し、事業実施前・実施後・利用状況のほ場全体の様子が分かるようにする。

農地の創出・再生支援事業完了報告書 (過年度分)

実施年度	農業者等名
年度	

区市町村名	
-------	--

年 月

【創出支援】

1 当該地域における農業の動き

この1年間の営農改善状況

2 農地創出した農業者の取組実績

(1) 農業者等の活動状況

No	氏名(年齢) 住所	経営面積	事業による改善効果

(2) 農地活用状況

No	実施場所	整備面積(a)	活用状況
	①		
	②		

(3) 1年間の農産物生産実績

No	活用内容／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①														
②														
【生産実績】作付面積		a、生産量					t、販売額					千円		

※ 栽培した作物名等、具体的な活用実績を記入する。

3 別添資料

ほ場写真整理帳（農業者名毎・ほ場番号毎に、年間を通じて農地が活用されている状況が分かるよう、定期的に撮影したほ場の写真等を添付。様式任意。）

【再生支援】

1 区市町村及び当該地域における農業の動き

この1年間の遊休・低利用農地解消や生産緑地の貸借推進への取組状況と営農改善状況

2 再生整備した農業者等の取組実績

(1) 農業者等の活動状況

No	氏名(年齢) 住所	経営面積	事業による改善効果

(2) 農地活用状況

No	実施場所 (利用権設定期間・貸借期間(始 期・終期))	整備面積(a)	活用状況
	① (~)		
	② (~)		
	① (~)		
	② (~)		

(3) 1年間の農産物生産実績

No	農業者等	活用内容/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		①												
		②												
		【生産実績】作付面積 a、生産量 t、販売額 千円												
		①												
		②												
		【生産実績】作付面積 a、生産量 t、販売額 千円												

※ 栽培した作物名等、具体的な活用実績を記入する。

3 別添資料

ほ場写真整理帳（農業者等毎・ほ場番号毎に、年間を通じて農地が活用されている状況が分かるよう、定期的に撮影したほ場の写真等を添付。様式任意。）

別記様式 6（第 7、8 関係）

（番 号）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（区市町村長）
（氏 名）

年度農地の創出・再生支援事業完了報告書

年度に実施した農地の創出・再生支援事業の事業実績について、農地の創出・再生支援事業実施要領第 7（過年度の場合は 8）の規定により、関係書類を添えて報告します。